

静岡県告示第677号

漁獲共済（2号漁業）における区域及び区分の設定（平成16年10月1日静岡県告示第959号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

令和2年10月6日

静岡県知事 川勝平太

平成16年10月1日静岡県告示第959号の表中

「

区 域	区 分
御前崎区域（南駿河湾漁業協同組合の地区のうち旧御前崎漁業協同組合の地区）	①～③ （略）
	④ 小型合併漁業のうち樽流しにより主としてキンメ釣を営む漁業
	⑤ （略）

を

」

「

区 域	区 分
御前崎区域（南駿河湾漁業協同組合の地区のうち旧御前崎漁業協同組合の地区）	①～③ （略）
	④ 小型合併漁業のうち主として樽流しによりキンメ釣を営む漁業
	⑤ （略）

に改める。

」